

聖隷健康サポートの会 会則

第1条（名称）

この会は聖隷健康サポートの会（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務局）

本会の運営・管理を実施するため、事務局を静岡県静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2 聖隷健康サポートセンター*Shizuoka*（以下「当センター」という）内に置く。

第3条（目的）

会員が本会の提供する人間ドック・健康診断・がん検診等（以下、「健康診断等」という）や健康に関する情報、及び、各種イベント・健康相談等のサービス（以下、「各種サービス」という）を定期的・継続的に利用することで、生涯を通じて健康の維持・増進を図ることを目的とする。

第4条（入会資格）

本会の入会資格は、満60歳以上の方とし、本会則に同意できる方とする。

第5条（入会手続）

入会を希望する場合は、聖隷健康サポートの会 入会申込書 兼 同意書（以下、「入会申込書」という）に必要事項を記入の上、会則の同意を示す直筆の署名を行い、当センター4階受付へ直接届け出るか、郵送・FAXのいずれかの方法で本会事務局へ送付する。

第6条（会員証）

入会手続が完了した会員には会員証を発行する。原則として本会の各種サービス利用時にはこれを提示し会員特典を受けることができるものとする。なお、会員が会員証を紛失または破損した場合は、会員証再発行申請書の受理により再発行できる。会員証再発行申込書は本会事務局への申し出により発行され、運転免許証・保険証などの証明書にて本人確認の上、手続を行なうものとする。

第7条（会員特典）

本会会員は特典として以下の内容を利用することができる。

《入会特典》

骨密度検査あるいは動脈硬化検査のいずれかを入会后1回に限り無料で利用できる。

《会員特典》

1. 会員特別予約枠の利用

当センターにおける健康診断等の利用において、会員特別予約枠にて優先的に予約を取ることができる。

2. 看護職による無料健康相談の利用

該当年度内において、健康診断等受診前・受診後の各1回30分に限り無料で看護職による健康相談を利用できる。30分を越える場合や健康診断等受診前・受診後の2回目以降の健康相談については、当センター規定料金の負担により利用できるものとする。なお、無料健康相談の内容は以下の2点について利用できることとする。

- ①. 健康診断等受診前に、会員の生活習慣や前回の健康診断等の結果を加味し、検査項目のご紹介や健康診断等受診における相談を利用できる。
- ②. 健康診断等受診後に、会員の健康診断等の結果説明や再検査の相談・生活習慣の見直しなどについて相談を利用できる。

3. オプション検査の会員価格による利用

当センターで実施する以下の検査を会員価格で利用できる。なお、検査項目や金額の変更については、第12条及び第13条に定める通りとする。

- | | | |
|------------------------|-------------|----------------|
| ①. MCIミニ検査（軽度認知症検査） | 27,500円（税込） | 定価 33,000円（税込） |
| ②. 頭部MRI（磁気共鳴画像）検査 | 22,000円（税込） | 定価 27,500円（税込） |
| ③. 胸部CT（コンピューター断層撮影）検査 | 8,800円（税込） | 定価 11,000円（税込） |
| ④. SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査 | 4,400円（税込） | 定価 5,500円（税込） |

4. 健康情報の利用

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 保健事業部（以下、「当事業部」と言う）が発行する、新しい検査や病気・運動など健康に関する情報を掲載した季刊誌「すこやか&オアシス」の提供を年4回無料で受けることができる。但し、年度途中の加入の場合にはこの限りではない。

第8条（会員資格の更新）

会員から退会の申し出がない限り、1年間自動継続するものとし、以後も同様とする。

第9条（住所変更等の届け出）

入会時に届け出た住所および氏名等に変更が生じたときは、速やかに事務局へ届け出るものとする。

第10条（会員資格の失効）

次の1から5のいずれかに該当するとき、会員は資格を失い退会したものとする。

1. 会員が死亡したとき
2. 会員が退会を申し出たとき
3. 会員が第9条の手続きを行わず、当センターからの郵便物等が転居先不明等の理由により1年以上不達となったとき
4. 会員の禁止事項（第14条）に該当する行為があったとき

第11条（個人情報の保護）

会員が入会時に届け出た個人情報（住所、氏名、生年月日等）、及び、各種サービスの利用情報等については、情報セキュリティ方針と個人情報保護方針を定め取り扱うものとする。なお、両方針については当事業部のホームページで確認できることとする。

第12条（会則の変更）

本会則は、本会が必要と判断した際に会員への承諾なしに変更ができるものとし、変更が発生した場合は変更後の会則に基づくものとする。本会則の変更は当事業部のホームページまたは本会が定める方法で会員に公表する。また、変更後の本会則は公表した時点から効力が生じるものとする。

第13条（各種サービスの変更）

本会が提供する各種サービスは会員へ事前の通知無く変更を行なうことができるものとし、変更内容については当事業部のホームページまたは本会が定める方法で会員に公表する。

第14条（会員の禁止事項）

本会は会員の以下に該当する、またはその恐れのある行為を禁止する。

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 犯罪行為に関連する行為
3. 本会の各種サービスの内容等に含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
4. 本会の各種サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
5. 本会の運営を妨害するおそれのある行為
6. 他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
7. 不正な目的を持って各種サービスを利用する行為
8. 各種サービスの利用の際に、他の会員または第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
9. 他の会員に成りすます行為
10. 本会が許諾しない各種サービスの宣伝、広告、勧誘、または営業行為
11. 本会の各種サービスを利用して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
12. その他、本会が不適切と判断する行為

第15条（お問い合わせ先）

お問い合わせ窓口

住 所：静岡県静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2

会社名：聖隷健康サポートセンター *Shizuoka*

窓 口：聖隷健康サポートの会事務局（顧客サービス課）

連絡先：054 - 280 - 6253

時 間：平日 8:30 ～ 17:00

この会則は2019年5月1日から施行する。